

総則

1 目的

この指針は、消防法（昭和23年法律第186号）、危険物規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）、危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）、柳川市危険物規制規則（令和3年柳川市規則第12号）に定める基準及び行政指導事項等を明確にするとともに、危険物規制に関する許認可及び届出等の事務を統一的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語例等

- (1) 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (3) 「危省令」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (4) 「危告示」とは、危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）をいう。
- (5) 「施行令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (6) 「施行規則」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (7) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年政令第201号）をいう。
- (8) 「建基政令」とは、建築基準法施行令（昭和25年法律第338号）をいう。
- (9) 「建基省令」とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (10) 「JIS」とは、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項に規定する日本産業規格）をいう。
- (11) 「通知」及び「質疑」とは、総務省消防庁通知、通達及び質疑等をいう。
- (12) 「火災予防条例」とは、柳川市火災予防条例（平成17年柳川市条例第163号）をいう。
- (13) 「市規則」とは、柳川市危険物規制規則（令和3年柳川市規則第12号）をいう。
- (14) 「規程」とは、柳川市危険物事務処理規程（令和3年消防本部訓令第9号）をいう。
- (15) 「指導する。」とは、行政指導の事項をいう。

3 指針の運用について

- (1) 当指針の運用は、令和7年4月1日からとする。
- (2) 令和7年4月1日において、現に法第11条第1項の規定により許可を受けて設置されている製造所等の位置、構造及び設備に係る技術上の基準（法令基準以外の指導基準に限る。）については、なお従前の例による。

4 制定及び改正経過

- (1) 制定（令和7年4月1日）
- (2) 一部改正（令和8年4月1日）

5 主な参考文献

- (1) 危険物施設の審査指針 福岡市消防局（平成16年3月改訂）
- (2) 危険物施設の審査指針 久留米広域消防本部（令和7年4月1日改訂）